

薬生総発0331第1号

平成29年3月31日

各  $\left[ \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公 印 省 略)

薬局及び店舗販売業の店舗における明確な区別の考え方について

薬局及び店舗販売業の店舗の構造設備については、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第1条第1項第3号及び第2条第3号において、当該薬局又は店舗販売業以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていることが求められています。

今般、これらの規定の趣旨について、下記のとおり改めて整理したため、貴職におかれては、その趣旨に鑑み、貴管下の薬局及び店舗販売業の店舗に対する適切な指導をお願いします。

#### 記

1. 当該薬局又は店舗販売業以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所から明確に区別されていることとは、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第10号）により、一般用医薬品の陳列方法等を定めたことに伴い、購入者から見て一般用医薬品等を販売している薬局又は店舗販売業の店舗を明らかにするためのものであること。
2. 一方、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていることとは、業として調剤の業務及び販売業を行う場所を明確にし、薬局及び店舗販売業の衛生面を担保するためのものであること。
3. 以上のとおり、1. と2. における「明確に区別されていること」とは、同等の方法で区別することを求めるものではなく、1. の場合の「明確に区別されていること」とは、壁等で完全に区画されている必要はないこと。